

健康住宅アドバイザー資格取得コース&検定試験 標準プログラム

※標準プログラムとは健康住宅アドバイザー資格の検定試験に優秀なる成績にて合格する為の各セッション組立と教示時間を推奨したものである

| | 時 間 | | セッション(S) | テキスト | 講師 |
|-------|-------------|-----|-----------|------------------|---------|
| [1日目] | 10:00~10:30 | 30分 | オリエンテーション | 開講挨拶・協会概要・資格活用 | KJK事務局 |
| | 10:30~11:30 | 60分 | 健康住宅の基本 | 第1章 健康住宅とは | Yディレクター |
| | 11:30~12:00 | 30分 | | 第2章 丈夫な住宅 | Yディレクター |
| | 12:00~13:00 | 60分 | 昼休憩 | | |
| | 13:00~14:00 | 60分 | 防露環境 | 第3章 結露しない住宅 | Sディレクター |
| | 14:00~15:00 | 60分 | 空気環境 | 第4章 きれいな空気の住宅 | Sディレクター |
| | 15:00~15:10 | 10分 | 少休憩 | | |
| | 15:10~16:00 | 50分 | 床下環境 | 第5章 腐朽、カビ発生のない住宅 | Sディレクター |
| | 16:00~17:00 | 60分 | 環境生物 | 第6章 シロアリ、害虫のない住宅 | Sディレクター |
| | 17:00~17:10 | 10分 | 小休憩 | | |
| | 17:10~17:50 | 40分 | 温熱環境 | 第7章 快適温湿度の住宅 | Sディレクター |
| | 17:50~18:00 | 10分 | 閉 講 | お知らせ | KJK事務局 |

※Sディレクター; 選択した章のDR資格保有者、Yディレクター; 要請された章のDR資格保有者、Tディレクター; 特定された章のDR資格保有者

※実施環境として以下の条件を満足する事

- ①準備器材としてプロジェクター、スクリーン、PC、マイク、スピーカーを用意する。
- ②実施人数は5人以上20人を上限とする。(ディレクターの技量により上限は変動)
- ③レクチャー類として健康住宅アドバイザーPPD、テキスト(健康住宅の分かる本)、練習問題集を利用する。
- ④スクール形式で机を配置し1本に2名を着席させる。(机は20人受験で11本必要となる。)
- ⑤インストラクションはPPDに合わせてテキストの対応ページを解説し練習問題集を模擬問題として利用する。

| | 時 間 | | セッション(S) | テキスト | 講師 |
|-------|-------------|---------|----------|-------------------|---------|
| [2日目] | 10:00~10:10 | 10分 | 朝 礼 | 本日の予定・お知らせ | KJK事務局 |
| | 10:10~11:00 | 50分 | 光・視環境 | 第8章 光・環境配慮住宅 | Sディレクター |
| | 11:00~12:00 | 60分 | 音・振動環境 | 第9章 音・振動の静かな住宅 | Sディレクター |
| | 12:00~13:00 | 60分 | 昼休憩 | | |
| | 13:00~14:00 | 60分 | 住生活基盤配慮 | 第10章 ライフラインの安心な住宅 | Sディレクター |
| | 14:00~14:30 | 30分 | 住生活安全配慮 | 第11章 ユニバーサルデザイン | Yディレクター |
| | 14:30~15:00 | 30分 | 経年住宅配慮 | 第12章 メンテナンス | Yディレクター |
| | 15:00~15:10 | 10分 | 小休憩 | | |
| | 15:10~16:00 | 50分 | 健やか住まい方 | 第13章 住まい方の工夫 | Tディレクター |
| | 16:00~16:30 | 30分 | 閉 講 | 登録/更新/変更手続きについて | KJK事務局 |
| | 16:30~17:30 | 60分 | 検定試験自己学習 | | 試験監督官 |
| | 17:30~17:40 | 10分 | 小休憩 | | |
| | 17:40~18:00 | 20(60)分 | 検定試験 | | 試験監督官 |

※KJK事務局には支部長・研修業務委託会社社員などを含むものとする。

※標準外カリキュラム(セッション順変更・時間短縮)への対応は以下の条件を満足する事

- ①如何なる場合も全セッションを教示し検定試験を実施する事とし、削除や割愛は認めない物とする。
 - ②受講生の健康住宅関連知識の習熟度を十分に勘案し、HM育成部会の事前承認を義務付ける。
- ※検定試験の実施は以下の条件を満足する事
- ①検定試験の受験には全セッションの受講が必要であり、遅刻・早退・途中退席者は受験出来ない。
 - ②受講姿勢が劣悪である受験者は受験結果が如何なる場合にも不合格扱いとする。